地 方 社 会 保 険 事 務 局 長都 道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長都道府県老人医療主管部(局) 老 人 医 療 主 管 課(部)長

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

標記については、「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」(平成20年3月28日保医発第0328002号)により示されているところであるが、本日、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件」(平成20年厚生労働省告示第174号)及び「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件」(平成20年厚生労働省告示第177号)が公布されたことに伴い、その取扱いの一部を別添1及び別添2のとおり改正するので、取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の 一部改正について

- 1 別紙1のⅡの第3の2の(33)の才を次のように改める。
 - オ 「公費①」及び「公費②」の項には、それぞれ第1公費及び第2公費に係る医療券等 に記入されている公費負担医療に係る患者の負担額(一部負担金(食事療養標準負担 額及び生活療養標準負担額を含む。)の額が医療券等に記載されている公費負担医療 に係る患者の負担額を下回る場合で、「負担金額」の項又は「一部負担金額」の項に 金額を記載するものの場合はウの(ア)又は(イ)により記載した額(食事療養標準負担 額及び生活療養標準負担額を含む。)を、金額の記載を要しないものの場合は10円未 満の端数を四捨五入する前の一部負担金の額(食事療養標準負担額及び生活療養標準 負担額を含む。))を記載すること。ただし、障害者自立支援法による精神通院医療、 更生医療、育成医療、療養介護医療及び基準該当療養介護医療並びに児童福祉法によ る障害児施設医療に係る患者の負担額(一部負担金)については、食事療養標準負担 額及び生活療養標準負担額を含まない額とすること。なお、後期高齢者医療又は医療 保険(高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証又は限度額適用・標 準負担額減額認定証の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものに 限る。)と感染症法による結核患者の適正医療との併用の場合(入院の場合及び在宅 時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定した場合に限る。)には、一部 負担金から同負担金のうち当該公費負担医療が給付する額を控除した額(即ち、窓口 で徴収した額)を記載すること。また、障害者自立支援法による精神通院医療、更生 医療、育成医療、療養介護医療及び基準該当療養介護医療並びに児童福祉法による障 害児施設医療に係る患者の負担額については、10円未満の端数を四捨五入する前の一 部負担金の額を記載し、後期高齢者医療又は医療保険(高齢受給者に係るものに限 る。)と障害者自立支援法による精神通院医療、更生医療、育成医療、療養介護医療 及び基準該当療養介護医療並びに児童福祉法による障害児施設医療との併用の場合 (入院の場合及び在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定した場合 に限る。)には、10円未満の端数を四捨五入した後の一部負担金の額を記載すること。 ただし、後期高齢者医療又は医療保険(高齢受給者に係るものに限る。)と感染症 法による結核患者の適正医療との併用の場合(入院の場合及び在宅時医学総合管理料 又は在宅末期医療総合診療料を算定した場合を除く。)及び医療保険(高齢受給者以 外であって限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があった 者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。)と感染症法による結核患者 の適正医療との併用の場合には、当該公費に係る患者負担額は「公費①」及び「公費 ②」の項には記載することを要しないこと。

高齢受給者の一般所得者及び低所得者であって、特定疾患治療研究事業又は肝炎治

療特別促進事業に係る公費負担医療受給者については、医療券に記載されている公費 負担医療に係る患者の負担額を記載すること。ただし、当該公費負担医療の給付対象 額の2割相当(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を含む。)の額が、当該医 療券に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額を下回る場合は、当該2割相 当(「負担金額」の項又は「一部負担金額」の項に金額を記載するものの場合は、10円 未満の端数を四捨五入した後の額を、金額の記載を要しないものの場合は、10円未満 の端数を四捨五入する前の額。特定疾患治療研究事業については食事療養標準負担額 及び生活療養標準負担額を含む。)の額を記載すること。

- 2 別紙1のⅡの第3の(36)の才を次のように改める。
 - オ レセプト作成作業を電算化していない保険医療機関が、高齢受給者の一般所得者及 び低所得者に係る特定疾患治療研究事業又は肝炎治療特別促進事業の公費負担医療の 請求を行う場合には、医療券等に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額を 記載すること。
- 3 別紙1のⅢの第3の2の(33)を次のように改める。
 - (33) 「患者負担額(公費)」欄について

医療券等に記入されている公費負担医療に係る患者の負担額(一部負担金の額が医療券等に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額を下回る場合は、10円未満の端数を四捨五入する前の一部負担金の額)を記載すること。なお、障害者自立支援法による精神通院医療、更生医療、育成医療、療養介護医療及び基準該当療介護医療並びに児童福祉法による障害児施設医療に係る患者の負担額については、10円未満の端数を四捨五入する前の一部負担金の額を記載すること。ただし、医療保険と感染症法による結核患者の適正医療との併用の場合には、当該公費に係る負担額は「患者負担額(公費)」欄には記載することを要しないこと。

高齢受給者の一般所得者及び低所得者であって、特定疾患治療研究事業又は肝炎治療特別促進事業に係る公費負担医療受給者については、医療券に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額を記載すること。ただし、当該公費負担医療の給付対象額の2割相当の額が、当該医療券に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額を下回る場合は、当該2割相当の額(10円未満の端数を四捨五入する前の額)を記載すること。

- 4 別紙1の \mathbb{N} の第2の(32)の $\mathbf{1}$ の(9)を次のように改める。

療券等に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額を下回る場合は、10円 未満の端数を四捨五入する前の一部負担金の額)を記載すること。なお、障害者 自立支援法による精神通院医療、更生医療、育成医療、療養介護医療及び基準該 当療養介護医療並びに児童福祉法による障害児施設医療に係る患者の負担額につ いては、10円未満の端数を四捨五入する前の一部負担金の額を記載すること。

ただし、医療保険と感染症法との併用の場合には、当該公費に係る患者負担額は「公費①」及び「公費②」の項には記載することを要しないこと。

高齢受給者の一般所得者及び低所得者であって、肝炎治療特別促進事業に係る 公費負担医療受給者については、医療券に記載されている公費負担医療に係る患 者の負担額を記載すること。ただし、当該公費負担医療の給付対象額の2割相当 の額が、当該医療券に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額を下回る 場合は、当該2割相当の額(10円未満の端数を四捨五入する前の額)を「一部負 担金額」の項に記載すること。

5 別紙2の別添2の別表1の(3)を次のように改める。

(3)

	区	分	法別番号	制度の略称
	戦傷病者特別	○療養の給付(法第10条関係)	1 3	_
	援護法による	○更生医療(法第20条関係)	1 4	_
公	原子爆弾被爆者に 対する援護に関 する法律による	○認定疾病医療(法第10条関係)	18	_
	感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律による	○新感染症の患者の入院(法第37条関係)	2 9	_
費		で重大な他害行為を行った者の医療及び観こよる医療の実施に係る医療の給付(法第	3 0	_

1	1	i	Ī	i i
負	感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律による	○結核患者の適正医療(法第37条の2関 係)	1 0	(感37の2)
		○結核患者の入院(法第37条関係)	1 1	(結核入院)
	精神保健及び精神 障害者福祉に関 する法律による	○措置入院(法第29条関係)	2 0	(精29)
担	障害者自立支援法	○精神通院医療(法第5条関係)	2 1	(精神通院)
	による	○更生医療(法第5条関係)	1 5	_
		○育成医療(法第5条関係)	1 6	_
i		○療養介護医療(法第70条関係)及び基 準該 当療養介護医療(法第71条関係)	2 4	_
医	麻薬及び向精神薬取締法による入院措置(法第58条の8関係)		2 2	-
療	感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律による	○一類感染症等の患者の入院(法第37条 関係)	2 8	(感染症入 院)
	児童福祉法による	○療育の給付(法第20条関係)	1 7	_
		○障害児施設医療(法第24条の20関係)	7 9	_
制	原子爆弾被爆者に 対する援護に関 する法律による	○一般疾病医療費(法第18条関係)	1 9	_
	母子保健法による養育医療(法第20条関係)		2 3	_
度	特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害			_

に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康 影響による治療研究費		
肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付	3 8	_
児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療 の給付(法第21条の5関係)	5 2	_
児童福祉法の措置等に係る医療の給付	5 3	_
石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給 (法第4条関係)	6 6	-
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項に規定する医療支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。)	2 5	_
生活保護法による医療扶助(法第15条関係)	1 2	(生保)

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」 (平成18年3月30日保医発第03300 08号) の一部改正について

- 1 第2の31の(2)のウを次のように改める。
 - ウ 高齢受給者の一般所得者及び低所得者であって特定疾患治療研究事業又は肝炎治療特別促進事業に係る公費負担医療受給者については、医療券に記載されている公費負担医療に係る負担額を記載すること。ただし、当該公費負担医療の給付対象額の2割相当(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を含む。)の額が、当該医療券に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額を下回る場合で、「一部負担金額」の項に金額を記載するものの場合は、当該2相当(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を含む。)の額を記載すること。
- 2 (別添2) の(3)を次のように改める。

(3)

	区	分	法別番号	制度の略称
	戦傷病者特別	○療養の給付(法第10条関係)	1 3	
	援護法による	○更生医療(法第20条関係)	1 4	_
公	原子爆弾被爆者に対			
	する援護に関する法	○認定疾病医療(法第10条関係)	18	_
	律による			
費	心神喪失等の状態で重	重大な他害行為を行った者の医療及び観	3 0	_
	察等に関する法律に。	よる医療の実施に係る医療の給付(法第		
	81条関係)			
負	感染症の予防及び感染	1 1	(結核入院)	
	よる結核患者の入院	(法第37条関係)		
	障害自立支援法によ	○精神通院医療(法第5条関係)	2 1	(精神通院)
担	る			
		○更生医療(法第5条関係)	1 5	_
医		○育成医療(法第5条関係)	1 6	_
		○療養介護医療(法第70条関係)及び	2 4	_
療		基準該当療養介護医療(法第71条関		
		係)		

	原子爆弾被爆者に対			
制	する援護に関する法	○一般疾病医療費(法第18条関係)	1 9	_
	律による			
	特定疾患治療費、先み	E性血液凝固因子障害等治療費、水俣病		
度	総合対策費の国庫補助	5 1	_	
	神栖町における有機と	素化合物による環境汚染及び健康被害		
	に係る緊急措置事業要	戸綱による医療費及びメチル水銀の健康		
	影響による治療研究費			
	肝炎治療特別促進事業	3 8	_	
	児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療		5 2	_
	の給付(法第21条の			
	児童福祉法の措置等に係る医療の給付		5 3	_
	石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給		6 6	_
	(法第4条関係)			
	中国残留邦人等の円滑	骨な帰国の促進及び永住帰国後の自立の		
	支援に関する法律第1	4条第4項に規定する医療支援給付(中	2 5	_
	国残留邦人等の円滑な	常国の促進及び永住帰国後の自立の支		
	援に関する法律の一部	『を改正する法律附則第4条第2項にお		
	いて準用する場合を含	it.)		
	生活保護法による医療	表扶助(法第15条関係)	1 2	(生保)